

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	建設局公園緑化部調整課(06-6615-6723) 経済戦略局スポーツ部スポーツ課(06-6469-3870)
処分担当名	当該都市公園・有料施設を担当する指定管理者 ・長居わくわくパークプロジェクトチーム（長居公園内有料施設指定管理者） ・新生ビルテクノ・東急スポーツオアシス・ゼット共同事業体（「旭プール・児童プール」指定管理者） ・鶴見緑地スマイルパートナーズ（咲くやこの花館等鶴見緑地内有料施設指定管理者） ・一般財団法人 大阪スポーツみどり財団（「南港中央野球場・南港中央庭球場」指定管理者） ・靱公園&地域デザイングループ（靱公園内有料施設指定管理者） ・大阪城パークマネジメント共同事業体（大阪城公園内有料施設指定管理者） ・公益財団法人大阪武道振興協会（「大阪城弓道場」指定管理者）
処分の名称	都市公園の代行施設における有料施設の利用料金の還付
概 要	都市公園の代行施設における有料施設の利用料金の還付について規定しています。
根拠法令等 及び条項	大阪市公園条例第16条の2第9項 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	大阪市公園条例第16条の2第9項に掲げる要件を満たす必要があります。 大阪市公園条例 (使用料の還付) 第16条の2 9 代行公園の指定管理者及び代行施設の指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、既納の利用料金の全部又は一部を還付することができる。 (1) 災害その他第4条第6項若しくは第7項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは第3項の許可又は第9条の2の許可を受けた者の責めに帰すことのできない特別の事由により代行公園又は代行施設を使用することができなくなったとき (2) 第4条第6項若しくは第7項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは第3項の許可又は第9条の2の許可を受けた者が代行公園又は代行施設の使用を開始する前に当該代行公園又は代行施設の使用の許可の取消しを申し出た場合において、代行公園の指定管理者又は代行施設の指定管理者がその理由を相当と認めて使用の許可を取り消したとき (3) その他市長が特別の事由があると認めるとき
標準処理期間	40日
経由日数	なし
提出先	当該施設の指定管理者
提出時期	随時
提出方法	当該施設へ提出してください。
手数料	-
相談窓口	当該施設の指定管理者
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000018630.html
備考	